

# 事業承継補助金

**事業承継・M&A**をきっかけに、  
**新しいチャレンジを行う事業者**を応援します！！

**1 最大1200万円の補助金が受けられます。**

事業承継、M&Aをきっかけとして、新しいチャレンジを行う事業者に、その取組にかかる経費を最大**1,200万円**まで補助します。

**2 新しいチャレンジを幅広く支援します。**

事業承継後に行うチャレンジが幅広く対象となります。

<対象経費>

人件費、店舗等借入費、設備費、申請書類作成費用、知的財産権等関連経費、原材料費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借料、外注費、委託費、在庫処分費、解体費及び処分費、移転・移設費

**3 2つのタイプで補助を行います。**

## I型 経営者交代タイプ

補助上限額：200万円（事業転換を伴う場合は500万円）  
補助率：2/3、1/2

経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します。

<先代経営者>



<後継者>



対象となる承継の類型

親族内承継

外部人材招聘など

例) 精密プラスチック工場を経営していた先代が、同業他社で役員を務めていた息子に社長の座を承継。息子は、先代が培った技術と新たに導入した機械設備を活かして、新製品の開発による医療機器分野への進出を図る。

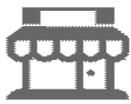
## II型 M&Aタイプ

補助上限額：600万円（事業転換を伴う場合は1,200万円）  
補助率：2/3、1/2

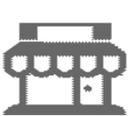
事業再編・統合等の後に新しい取組を行った方を補助します。

(例：合併の場合)

A社



B社



A+B社



対象となる承継の類型

合併

会社分割

事業譲渡

株式交換・株式移転

株式譲渡など

例) 同じ印刷業を営みながらも異なる生産過程に強みを持つ二社が合併を決断。お互いの強みを活かして本業の効率化を目指すとともに、新たに個人顧客の小口注文への対応を強化し、新規顧客獲得を図る。

**お問い合わせ先：03-3501-5803 中小企業庁財務課**